

「平成19年度第2回埼玉県消費者団体等との意見交換会」を開催

現在、政府として食の安全や消費者の食に対する信頼を確保するため、国民の健康の保護を最優先として、リスク分析の考え方に基じた食の安全確保の施策を推進しているところです。

また、食品の安全性に関する情報を提供し、消費者、生産者、事業者等が意見交換を行う機会を設けることにより、情報を共有し、行政の透明性の向上を図るとともに、関係者の意見を施策に反映させていくものとして、リスクコミュニケーションを開催しているところです。

その一環として、関東農政局では、埼玉県内の消費者団体との意見交換会を、年に2回開催しています。



今回は、昨年8月に開催した第1回に続き、本年度第2回目として、2月1日(金)にさいたま新都心合同庁舎2号館において、県内消費者団体の代表者7名の方と、意見交換を行いました。この意見交換会は、平成17年度より開催しており、今回で通算6回目となります。

意見交換会の内容は、最初に関東農政局担当課より、消費・安全部が取り組んでいる施策について、情報提供しました。

表示・規格課からは、JAS法の品質表示の適用範囲の拡大や食品表示の調査結果等、安全管理課からは、ポジティブリスト制度、GAP、BSEの状況等、消費生活課からは、食育、食事バランスガイド、教育ファームの取り組み状況等を説

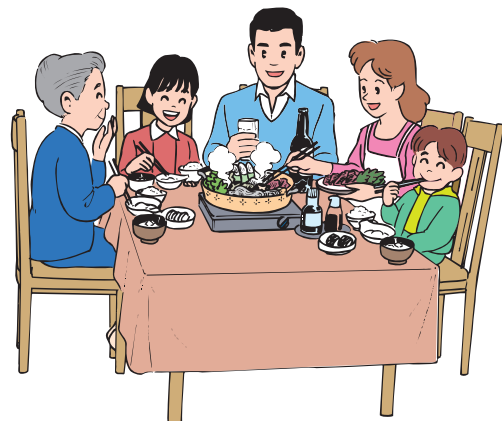
明しました。

その後、参加者との間で意見交換が行われ、BSE関連の意見として、「全頭検査を継続して欲しい。そのため、予算の確保が必要である。」、教育ファーム関連では、「協議会を設立して推進していくとのことだが、学校やNPO法人が取り組んでいるものにも支援が出来るようにして欲しい。」、「教育ファームを推進するためには農家との連携が重要と考えるが、連携してくれる農家を探すのが大変な状況にある。何か方策を考えて欲しい。」、食品表示関連では、「食品表示Gメンなどの報道があるが、表示の監視はしっかりやって欲しい。監視体制はどうなっているのか。」、また、食料自給率についても、「食料自給率の向上は重要な問題と消費者も認識している。その為の予算を確保すべきである。」等多くのご意見を戴きました。

関東農政局としては、より良い施策の構築のため、今後ともこのような消費者の皆さんとの意見交換会の場を設けていきたいと考えております。

詳しくは、関東農政局ホームページ

http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/index.html をご覧下さい。



「彩の国くらしフェスティバル」に出展

関東農政局では、平成20年2月2日（土）～3日（日）の2日間、埼玉県川口市新産業拠点・SKIPシティ総合棟多目的ホールにおいて、埼玉県と川口市が開催した「彩の国くらしフェスティバル」へ「より良い食で豊かな生活」のテーマで出展しました。

会場では、消費者がバランスの良い食生活を実践し、日本農業を理解していただけるよう、野菜、果実、米等の実物展示、パネル掲示、パンフレット配布、ビデオ放映などにより情報提供しました。

また、アンケートを実施したところ、277名の方の協力をいただきました。

その中で、日本の食料自給率39パーセントの現状に対して「上げるべきである」は255名（92%）、「このままで良い」は13名（5%）の回答があり、特に「中国などの食料は不安であるので国産での自給が重要と考えます」「安全安心な食生活の政策をしっかりと願う」というような意見が多く、「日本は輸入に頼りすぎていて食料危機が不安なので、

日本の農業を重く見てほしい」「国産は割高ではあるが安心感があり応援するので、供給量を増やす等での食料自給率向上に努力を願う」という行政への要望がありました。

さらに、展示内容については、「埼玉版食事バランスガイドは身近に感じることができた」「バランスの良い食生活のため、1日に野菜350グラム、果物200グラムを食べることをこれからの目標にすることができた」、「ごはんを中心とした日本型食生活がバランスの良い食生活をする上で大切なことを理解できた」等の意見をいただきました。



「農林水産分野におけるリスク管理等に関する意見交換会」を開催

農林水産省では、食品の安全確保に向けた都道府県の農林水産部局との連携・協力が一層重要との観点から、各地方農政局において都道府県農林水産部局とのリスク管理等に関する意見交換会を開催しているところです。

こうした中で、関東農政局においても、平成20年1月28日（月）から29日（火）の2日間にわたり、管内都県農林水産部局の担当者の方々と「農林水産分野におけるリスク管理等に関する意見交換会」を開催しました。

当日は、「食品の安全確保の基本的な考え方」「リスク管理の具体的な進め方」「食品に係る危機管理」などのテーマごとに、農林水産本省消費・

安全政策課担当者の説明に対する質疑や意見交換を行うとともに、各都県担当者の方々から「都県の安全な農産物の生産に係る取組」を発表していただく等、意見交換を行いました。

【議事次第等は以下のとおり。】

（1）食品に係るリスク管理についての意見交換

- ①食品の安全確保の基本的な考え方
- ②リスク管理の具体的な進め方
- ③都県の安全な農産物の生産に係る取組
- ④サーベイランス・モニタリング計画

（2）食品に係る危機管理についての意見交換

－危機管理の枠組みと考え方－

（3）総合討議

平成19年度 関東農政局国営土地改良事業地区 営農推進功労者の表彰について

生産技術の向上と農業経営改善のための創意工夫を意欲的に行うことにより、他の模範となり、国営土地改良事業及び営農の推進に著しく功績のあった方々の表彰式（関東農政局長賞）が、平成19年12月12日に行われました。

受賞された方々の功績概要は次のとおりです。



国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰受賞団体

○有限会社 ^{みなみおた}南太田営農組合（茨城県稲敷市）

【国営かんがい排水事業 新利根川沿岸地区】

事業により生産性の高い汎用農地が整備されたことを契機に、地域の水田を集積して効率的な土地利用型農業を展開するとともに、施設いちごの導入により収益性の高い経営を確立し、地域農業の担い手として活躍しています。また、試験研究機関と共同で新しい農業技術の実証を行うなど、先進的な農業技術の確立に大きな役割を果たしています。



大豆の不耕起狭畦播種

○^{かみかわ かき}神川花卉生産組合（埼玉県児玉郡神川町）

【国営かんがい排水事業 ^{かながわ}神流川沿岸地区】

クジャクソウの全国一の生産量を誇り、整備された基盤を活用し、周年出荷を実現しています。栽培品種は独自の研究ほ場において交配育種を行い、品種登録したオリジナル品種は市場評価が高く、全国に出荷されています。また、土地集積による規模拡大を進め、農地の高度利用による土地利用型切り花経営として他地区の模範となっています。



オリジナル品種「ホワイトクィーン」

○^{みさか}JAふえふき^{かき}御坂ブロック花卉部バラ部会（山梨県笛吹市）

【国営かんがい排水事業 笛吹川地区】

山梨県唯一のバラ産地を形成しており、畑地かんがい施設の整備を契機にロックウール栽培を導入し、栽培ステージごとの養液管理技術を確立しています。また、種苗会社と連携して新品种を統一栽培するなど、ブランド化に努め、「父の日のバラプレゼント」キャンペーンなど、バラの消費拡大に向けた新たな需要の創出にも力を入れています。



バラのロックウール栽培

○農事組合法人 小田多井生産組合（長野県安曇野市）

【国営かんがい排水事業 安曇野地区】

事業により溢水被害から解放され安定した生産基盤が確保されたことを契機に、新たな作物の導入やブロックローテーションによる効率的な水田農業を実践するとともに、転作作物のそばを直接販売するなど、新たな販路を開拓し、安定した収益性を確保しています。また、農村と都市の交流事業に積極的に協力し、地域振興の取組にも貢献しています。



汎用コンバインによる小麦の収穫

○JAとびあ浜松ぶどう研究会（静岡県浜松市）

【国営かんがい排水事業 浜名湖北部地区】

県下でいち早くピオーネの栽培に取り組み、畑地かんがい施設の整備を契機としたハウス化と的確な水分コントロール、冬期加温による早期出荷、種なし技術の導入など、会員が一丸となって産地形成に取り組み、高品質で安定した栽培を実現しています。また、知名度アップを目的とした観光ぶどう狩りが功を奏し、浜松の特産物として位置づけられています。



ピオーネへのかん水

なお、受賞団体に関する詳細は http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shigen/lets_nougyou/index.html に掲載しておりますのでご覧ください。

農村環境保全研修会の開催 ～今、注目される農村の自然環境～

関東農政局では、農村環境保全に関する話題や農村地域における外来植物侵入の未然防止及び防除方法等に関する情報を提供するとともに、広く意見交換を行うことにより農村環境を保全することについての理解を深めるため、2月3日(日)千葉県佐倉市にある水土里ネット印旛沼会議室において農村環境保全研修会を開催しましたので、その概要を紹介します。

当日は、降雪により足もとの悪い中、農業者を始め地域の市民団体関係者、学識経験者及び行政機関関係者等合わせて約70名の方々が参加しました。

研修会では、農村環境に造詣が深い守山弘氏（東京農業大学客員教授）から「農村地域における生物多様性」と題して、古くから水田が生物多様性保全に重要な役割を果たしてきたこと及び古い農業技術や環境の復元と地域文化の伝承は都市・農村交流型の地域おこしに繋がることなどを話していただくとともに、小出可能氏（(財)自然環境研究センター）



より「印旛沼の水辺の植物」について及び資源課の担当者より「印旛沼周辺における外来植物の現状」について事例報告を行いました。

意見交換では、参加者から「環境にやさしい農業を進めて農業生産と環境保全の両立を図るべき」「外来植物が排水路に繁茂し対策に苦慮している」「外来植物の繁殖と地球温暖化の関連性はあるのか」等の意見並びに農業体験学習や環境保全に関する取組状況の紹介がなされるなど、農村環境保全への関心の高さがうかがわれました。

【担当：農村計画部 資源課】

集落営農実態調査結果の概要(関東農政局管内) (平成20年2月1日現在)

本調査は、水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の対象になるなど、地域の担い手として期待されている集落営農について、全国統一的な基準でその数及び取組状況を把握したものです。

本調査における「集落営農」とは、「集落」を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいい、農業用機械の所有のみを共同で行う取組や栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除きます。

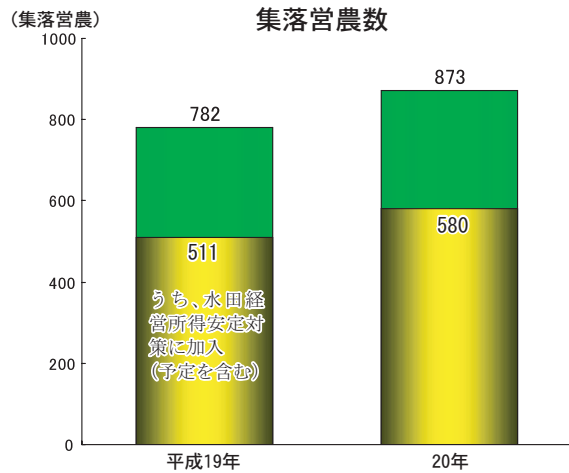
I 集落営農の概要

1 集落営農数

平成20年2月1日現在の集落営農数は873で、前年（平成19年2月1日）に比べ91(11.6%)増加しました。

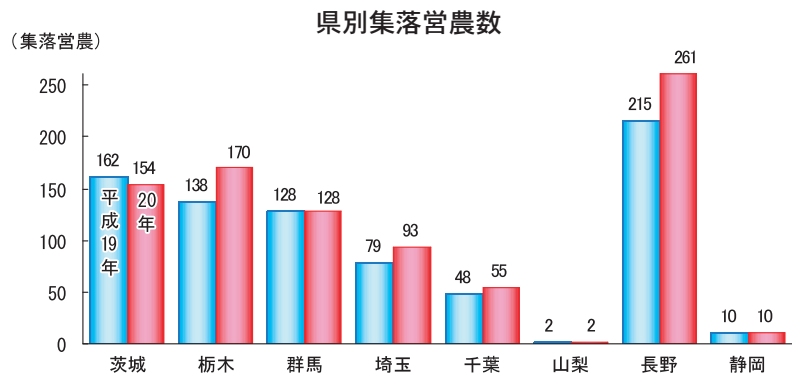
全国は、13,062で967(8.0%)増加し、関東の全国に占める割合は6.7%となり、前年と比べ0.2ポイント上昇しました。

このうち、水田経営所得安定対策に加入申請した集落営農数は561（法人組織を含む）で、今後加入予定の19をあわせると580で全体の66.4%となっています。



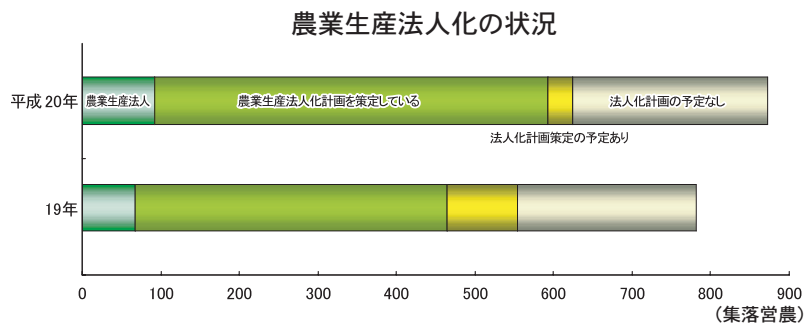
2 県別集落営農数

集落営農数を県別にみると、長野が261で前年に比べ46、栃木が170で32、埼玉が93で14、千葉が55で7とそれぞれ増加しています。



3 農業生産法人化の状況

集落営農のうち、農業生産法人は93（集落営農に占める割合は10.7%）で、「農業生産法人化計画を策定している」ものは501（同57.4%）、「農業生産法人化計画の策定予定がある」ものは32（同3.7%）で既に法人となっているものと法人化の意向を持っているものをあわせると626（同71.7%）となっています。



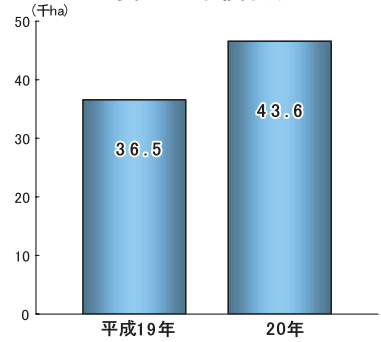
II 集落営農の取組内容

1 集落営農による農地の集積状況

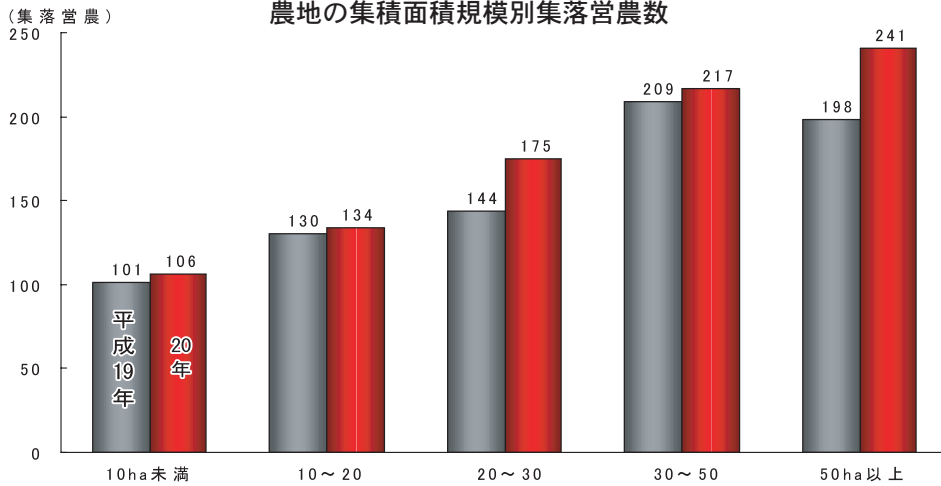
集落営農による農地の集積面積（経営耕地面積＋農作業受託面積）は4万3,600haとなっており、前年（3万6,500ha）に比べると19.5%増加しました。

また、集積面積規模別集落営農数でみると20ha以上の集落営農が約7割を占めており、1集落営農当たりの集積面積は50haで、前年（46.7ha）と比べると3ha以上増加しています。

農地の集積状況



農地の集積面積規模別集落営農数



2 活動内容（複数回答）

集落営農の活動内容（複数回答）をみると、「農業機械を共同所有し、参加する農家で共同利用」は61.7%と最も多く、次いで「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整」が60.7%、「農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を実施」が38.7%となっています。

活動内容別集落営農数

